

4 . 渇水調整

昭和47・48年の連続した渇水を契機に昭和49年に建設省は、渇水調整協議会の設立を含む「渇水対策の推進について」を通達しました。これを受けて利根川水系においては「利根川水系渇水対策連絡協議会」と渡良瀬川において「渡良瀬川水利使用調整連絡協議会」が設立されました。

本来渇水調整は、河川法53条に規定されているように水利使用者相互間の調整については、利水者が相互に他の水利使用を尊重し、互譲の精神で協議によって解決するものです。

今回の河川法の一部改正においても、この趣旨は守られているとともに河川管理者は、平常時から水利使用の調整に関して必要な情報の提供に努めることが追加されました。

「利根川水系渇水対策連絡協議会」は、建設省、東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、及び水資源開発公団をもって構成されています。なお、東京都の水道を除いて各都県の利水者側は構成員とはなっていません。

「渡良瀬川水利使用調整連絡協議会」は、建設省、群馬県、栃木県により構成されており、両県では河川管理者、企画部水行政担当課、農政部の関係機関が構成員となっており、本県では企画部地域整備課、農政部土地改良課が参画しています。

なお、利根川水系農業水利協議会においては、上記の「渇水対策連絡協議会」により取水制限が実施される前に、節水対策の準備を開始する「渇水時のアクションプログラム」を行います。

5 . 群馬県渇水対策本部

県では、上記の利根川水系渇水対策連絡協議会により設置される渇水対策本部とは別に、県としての渇水対策本部は、知事を対策本部長とし関係各部を組織して設置します。

渇水対策本部は渇水対策を適切かつ円滑に遂行するための総合的な施策について協議し、処理します。

なお、渇水対策本部は、運用として利根川水系における取水制限が20%となる時に設置されることとなっています。